

# ヨーロッパ不法行為法調和の動向

松原孝明

## 1 はじめに

本稿は、2010年12月22日、大東文化大学で行われた法学研究所「オーストリア損害賠償法研究班」の研究報告会において、堀川信一准教授（同研究班代表）の報告のイントロダクション的な位置づけで行われた小報告の要約である。本稿においては、ヨーロッパにおける不法行為法の統一および調和の動向の概略を示すにとどめ、ヨーロッパ不法行為原則および共通参照枠草案の不法行為法該当部分についての詳細な検討は別稿をもって行う予定である。

## 2 ヨーロッパ私法調和および統一の動き

コペンハーゲン・ビジネス・スクールのOle Lando教授のイニシャティヴによって、1980年に発足したヨーロッパ契約法委員会<sup>1</sup>によるプロジェクトを嚆矢とするこれまでのヨーロッパにおける私法の統一ないし調和の動向の中心にあったのは常に契約法であった。その理由としては、EU域内市場の要求という実質的なモチベーションのみならず、200年にわたる法律の国内化を経ても、契約法はその性格からして、文化的に影響を受けて規定される傾向の高い不法行為法、家族法、物権法と比較して国際的な性格を有しており、法律に関してナショナリズムが妥当した時代の発展によっても基本的な概念や考え方はそれほど大きな影響をうけなかったため、共通の理解と議論枠組みに基づく適切な解決を探求することが可能であるという点が挙げられるのではなからうか。

しかし、ヨーロッパ共通市場の創設、域内取引の自由化というEUの基本方針から、まずは最優先課題として契約法の統一化が図られるのは当然であるとしても、契約法のみを統一するというだけではあまり意味がなく<sup>2</sup>契約法とともに債権法の大きな柱を形成する不法行為法、また不当利得法の領域においてもその統一ないし調和が必要であることが既に指摘されている<sup>3</sup>。つまり、順位としては契約法が優先するにしても、契約法分野における作業の進展に伴い、徐々に不法行為法や不当利得法にその関心が向けられることは不可避である。

### 3 不法行為法調和の難しさ

しばしば契約法と比較して不法行為法の調和が困難であると指摘されるが、それは歴史的な理由によるものである。19世紀の産業化とともに製造物責任や危険責任が重要な問題となったが、この時期に不法行為法はそれぞれの国で立法化されており、それぞれの国が他国とは関連性を有することなしに独立して国内的な解決を導こうとしてきた。そのため各国の不法行為法はそれぞれ異なったかたちで非常に強固な展開をみせてきたのである。それゆえに、大陸法とコモンローという伝統的な境界があるだけでなく、たとえば同じ大陸法に属する国であっても、一般条項を有するフランス、ベルギーと個別の構成要件に近い規定のされかたをするドイツのようにまったく法的なアプローチの異なる国が存在するのである<sup>4</sup>。そのことが、ヨーロッパ不法行為法の共通核を見出す作業を困難にしているのである。

### 4 ヨーロッパ不法行為法調和の動向

上記の3で述べたように、不法行為法の調和は困難であるとされるが、不法行為法の調和にむけた関心は徐々に広がり<sup>5</sup>、実際のプロジェクトも進行している。その中でも代表的なものが、ヨーロッパ不法行為法グループ(European Group on Tort Law)とヨーロッパ民法典研究グループ(Study Group on a European Civil Code)の不法行為ワーキンググループの活動である。前者は、1993年にオランダのティルブルグ大学教授(当時)であったJ. Spierにより通称ティルブルググループ(Tilburg Grope)として発足しその後、構成員を増やし現在の名称になった。現在は23名の構成員のもとヨーロッパ損害賠償法・保険法センター(the European Center of Tort and Insurance Law in Vienna)および、オーストリア学術アカデミー(Austrian Academy of Sciences)の支援のもとヨーロッパ不法行為法の統一をめざした研究に着手し、2005年にはヨーロッパ不法行為原則(Principles of European Tort Law)のテキストおよびコンメンタールを公刊した。

後者は、ドイツ・オスナブリュック大学法学部のvon Bar教授を代表とするグループである。1998年に発足し、99年より具体的な活動を開始した。同教授は、ランドー委員会の第2次委員会からのメンバーであり、同委員会の他のメンバーも多数参加している。その意味では、同委員会の後継グループ的な色彩をもっているといえる。すべてのEU構成国の法律家を網羅し、その他に加盟候補国からもオブザーバーが加わっている。ヨーロッパ民法典研究グループは、2009年10月にそのプロジェクトを終了させ、10編からなるヨーロッパ法原則(Principles of European Law)の条文とコンメンタールを公刊した。そのうちの第6編2が契約外責任(Non-Contractual Liability Arising out of

Damage caused to Another)、つまり不法行為法に該当する。

ところでヨーロッパ民法典研究グループはアキグループ (Research Group on EC private Law)<sup>8</sup>と共に「共通参照枠 (Draft Common Frame of Reference)」プロジェクトの中核となっている。同プロジェクトは、欧州委員会による2004年のアクションプランにより示された指針をもとに2005年から共同体の機関が首尾一貫した全共同体法を形成しようとする際に役立ち、間接的な標準化という方法で国内の契約法が同化していく方向へと導くものである共通参照枠の起草を目指して発足したプロジェクトである。同プロジェクトは、ヨーロッパ私法に関するジョイントネットワーク (Joint Network on European Private Law) に委託され、同ネットワークにはヨーロッパ不法行為法グループを含む12の既存のグループがまとめられ、上記のようにヨーロッパ民法典研究グループとアキグループが中心的な起草グループとして位置づけられている。そして個々の研究グループの成果は、全体のプロジェクトに対する貢献とよぶという解決がとられたのである<sup>9</sup>。

2009年10月に共通参照枠草案の条文とコンメンタールが刊行されたが、実は、PELの第6編がそのままの形で、共通参照枠草案に統合されている<sup>10</sup>。つまり、ヨーロッパ民法典研究グループの不法行為ワーキンググループ起草による草案がそのまま、共通参照枠草案の不法行為法該当部分として反映されているのである。

共通参照枠草案によって、ヨーロッパ債務法の学問的草案が提出されたことになるが<sup>11</sup>、今後、同草案はジョイントネットワークに参加している他の研究グループにより吟味されることになる。また、同草案が、今後EUによって最終的に公布される共通参照枠 (Common Frame of Reference) の1つのモデルであることは明らかであるが<sup>12</sup>、それが同一のものとなるのか、また、他の研究グループによりどのように批判が加えられ、検討がなされていくのかについては今後とも注目していきたい。

---

1 ヨーロッパ契約法委員会は、第1次から第3次にわたるが、メンバーは大部分が大学教授 (EC構成国に属する者が大半で、その数は当初15名、その後交代もあり、またEC (EU) の拡大もあって増加したが、最終段階で約25名であった。同委員会は2002年に、目標とした作業をすべて終了した。その成果が、『ヨーロッパ契約法の共通原則』第1部、第2部、第3部である。英語とフランス語のテキストが公開されている)。この『共通原則』は、もとより、法的拘束力を有しない。実際に強制力をもつためには、契約当事者によって準拠規範として選択される必要があるが、現実にはそういうケースは極めて稀であるといわ

れている。むしろこの『共通原則』の役割は、各国の契約法の改正にあたって一種のモデル法として利用されることにあるようである。

- 2 C von Bar, Die Mitteilung der Kommission zum Europäischen Vertragsrecht, ZeuP 2001, p 801.
- 3 川角由和・中田邦博・潮見佳男・松岡和久編『ヨーロッパ私法の展開と課題』〔日本評論社、2008年〕51頁。他方で、不法行為法の統一ないし調和に対する疑問も呈されている (H.van, Boom, Eropcan Tort Law-An integrated or compartmentalized approach : in Antoni Vaquer(ed), European Private Law Beyond the Common Frame of Reference, 2007, p 133 ff.)。
- 4 EGTLのHPを参照<http://www.egt.org/principles/index.htm>;その他にはEwoud Hondius, Towards a European Tort Law:in Eropcan Tort Law-Eastern and western Perspectives, 2007, p 50. F. Parisi, The Economics of Legal Harmonization in European Tort Law : in M Bussani(eds), European Tort Law Easten and Western Perspectives, p.105 ff.
- 5 C von Bar, the Common European Law of Tort, 1998/2000. : R. Zimmerman(ed), Grundstrukturen des Europäischen Deliktsrechts, 2003. : G. Brüggemeier, Prinzipien des Haftungsrechts-ein systematische Darstellung auf rechtsvergleichender Grundlage, 1999.
- 6 European Group on Tort Law, Principles of European Tort Law : Text and Commentary, 2005.
- 7 Study Group on a European Civil Code, Principles of European Law : Non-Contractual Liability Arising out of Damage Caused to Another, 2009.
- 8 2003年にGianmaria Ajani, Schulte-Nölkeによって、現行共同体法を私法領域において研究し、これに基づいてヨーロッパ私法の原則を抽出し、現行共同体法を体系的に理解するための基礎とする目的で設立された。2007年、2008年に「契約法第1巻・2巻」を発行。詳細は、[www.acquis-group.org](http://www.acquis-group.org)を参照。
- 9 マリー＝ローズ・マクガイアー (大中有信訳)「ヨーロッパ契約法原則から共通参照枠へ(二・完)」民商140巻3号320頁(2009年)。
- 10 Study Group on a European Civil Code, Principles of European Law : Non-Contractual Liability Arising out of Damage Caused to Another(note7).
- 11 マリー＝ローズ・マクガイアー・前掲注(9) 324頁。
- 12 [http://webh01.ua.ac.be/storme/2009\\_02\\_DCFR\\_OutlineEdition.pdf](http://webh01.ua.ac.be/storme/2009_02_DCFR_OutlineEdition.pdf)を参照。